

事業者からの意見・提案一覧

平成30年8月31日

独立行政法人日本学生支援機構

【意見招請番号5】代位弁済請求対象者（予定）に対する訪問督促・居住確認等業務

項番	カテゴリ	意見・提案	回 答
1	仕様書等について	訪問時間は会社の勤務時間外であること、訪問件数は月約1,100件と非常に多いことから、訪問担当者および管理者等、業務人員を確保して業務実施出来る業者は非常に少ないと思われる。	本業務は、対象者と直接接触して延滞解消を促すことが主目的の1つであることから、本人が在宅している可能性がより高いと見込まれる時間帯を訪問時間に設定しています。また、本機構の返還金督促スキームにおいて、原則として機関保証制度に加入している長期延滞者の全てに対して一定期間内に訪問督促・居住確認等業務を行うことが必須であり、毎月の訪問委託件数を削減させられないことから、訪問時間及び委託件数については現行仕様書どおりとします。
2	競争参加資格について	競争参加資格に「探偵業」が必要となっている件について、探偵業の届出をしているサービサーは非常に少ないため、入札参加業者は限られる。	本業務は、訪問督促業務に加え、対象者やその家族に会えない場合には近隣住民や賃貸住宅の管理会社、大家等に対象者の居住確認のための聞き取り調査を行うことから、都道府県公安委員会への探偵業の届出を業務委託要件としていました。しかし、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき設置された債権回収会社（サービサー）であることも業務委託要件としており、これにより本業務を実施する委託業者の質の確保は担保されることが考えられることから、ご意見を参考に仕様書を修正いたします。